

奈良県告示第二百十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条第一項の規定により、次のとおり施術者の指定をした。

令和二年九月四日

奈良県知事 荒井正吾

施術者の氏名	東元 望瑛	施術所の名称及び所在地	指定年月日
岡田 洋樹	ヤマト鍼灸整骨院 葛城市北花内六〇〇―三	たんぽぽ鍼灸院 生駒郡安堵町大字東安堵六三 ―五 ラフォーレ中川A棟二 〇六号室	令和二年八月一日